社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

女性活躍推進法　一般事業主行動計画について

1　計画期間

令和８年 10 月１日～令和 13 年３月 31 日（令和８年度～令和 12 年度　５年間）

2　目標と対応

［目標］職員全体の時間外勤務を月平均 10 時間以内とする。

［対策］　令和８年度　・管理職等による全職員の面談を行い現場職員の声の拾い上げを行う。

令和９年度　・現在行っているすべての業務を洗い出し、それぞれの「目的」「頻度」「所要時間」「必要性」の可視化を行いスリム化案を作成する。

・スリム化案について法人全体で共有を行う。

令和 10 年度～・業務のスリム化の案を実践しその効果を定期的に検証し修正を行いながら継続的に業務改善を行う。

・管理職等による全職員の面談を行いスリム化の実践について声を拾い上げる。